

## コンビニ交付サービス Q&A

### I 全般編

Q I-1 マイナンバーカード受け取ったのですが、いつからコンビニで使えますか？

A I-1 交付を受けた日の翌開庁日以降の利用開始となります。  
住所変更に伴う継続利用手続きの場合も同様です。

Q I-2 コンビニでの利用時間は何時から何時までですか？

A I-2 ①住民票、所得課税扶養証明、印鑑登録証明は6時30分から23時まで  
②戸籍謄抄本、附票は9時から17時15分まで（土日祝日除く）  
※①、②とも12月29日から1月3日の間は使用不可

Q I-3 利用にあたりプライバシーの配慮はされていますか？

A I-3 市とコンビニのキオスク端末（マルチコピー機）は暗号化した専用回線で通信し、  
証明書発行後は端末内のデータが削除される仕組みになっています。

### II 住民票編

Q II-1 同住所の家族が選択できない（画面に表示されない）

A II-1 コンビニ交付システムで取得できるのは、本人含む同一世帯員の住民票のみになりますので、同住所であっても世帯が別の家族の分は取得できません。  
また、転出や死亡で除票になった方の分は取得できません。

Q II-2 マイナンバーや住基コード入りのものを取得できますか？

A II-2 取得することは出来ません（本籍、続柄は印字可）。

QⅡ-3 改姓や前住所など、どの程度の履歴まで載りますか？

AⅡ-3 履歴無しのものとなります。

よって市外から転入した場合でも、市内で転居していれば現住所のひとつ前の市内住所が前住所へ表示されます。

### Ⅲ 戸 籍 編

QⅢ-1 戸籍が選択できない

AⅢ-1 一関市に本籍がない場合は取得できません。

QⅢ-2 同住所の家族が選択できない（画面に表示されない）

AⅢ-2 本人が在籍する現在の戸籍しか取得できません。よって婚姻している場合、両親や兄弟などは別の戸籍となるため選択できません。

QⅢ-3 婚姻などの戸籍届出をした後、当日にコンビニ交付サービスを利用できますか？

AⅢ-3 戸籍届出後の処理が完了するまでの間、戸籍の証明書は取得できません。サービスが利用できるようになるまで通常数日間を要します。

### Ⅳ 印 鑑 登 録 証 明 編

QⅣ-1 印鑑登録証明が選択できない

AⅣ-1 印鑑登録をしていない可能性があります。過去に登録していても改姓や転出などで抹消になっていることがありますので、各市民課窓口で再登録の手続きが必要になります。

また、印鑑登録証紛失等で、印鑑登録証明の取得の一時停止届を市役所に提出している場合、コンビニでの利用も停止させて頂いております。

QIV-2 コンビニで印鑑登録証明を取得する際に、印鑑登録証（カード）も必要ですか？

AIV-2 必要ありません。

なお、窓口で取得する際は、今までどおり印鑑登録証が必要です。

## V 所得課税扶養証明編

QV-1 所得課税扶養証明が選択できない

AV-1 未申告または他市で課税されている可能性があります。税務課へ確認願います。

QV-2 過年度分は取得できるのか

AV-2 コンビニ交付で取得できるのは本人の現年度分のみです。

## VI その他

QVI-1 コンビニで証明書を誤って取ってしまったら返金してもらえますか？

AVI-1 誤って取得した場合でも、コンビニで取得した証明書の交換や返金は出来ませんのでご注意ください。

QVI-2 マイナンバーカード取得時に、利用者証明用電子証明をつけなかったのですが、後からつけられますか？

AVI-2 可能です。マイナンバーカードを持参し各市民課窓口で手続きをしてください。  
手数料は無料です。

QVI-3 暗証番号を3回間違えたため利用できなくなった（暗証番号を忘れてしまった）

AVI-3 各市民課窓口でマイナンバーカードを持参のうえ、暗証番号の再設定を行ってください。

**QVI-4** マイナンバーカードを紛失した

**AVI-4** 悪用防止のため直ちに下記の番号へ連絡し、電子証明書等の機能の一時停止を行ってください。併せて、最寄りの警察・交番に遺失届けを出された後に、各市民課の窓口にて紛失及び再交付の手続きを行ってください。

マイナンバー総合フリーダイヤル（無料）：0120-95-0178

※紛失等の場合は 24 時間 365 日受付

マイナンバーカードの機能一時停止後にカードが見つかった場合、各市民課の窓口で一時停止の解除を行えます。電話での解除は出来ません。

**QVI-5** 住民基本台帳カードでもコンビニ交付を利用できますか？

**AVI-5** 利用できません。マイナンバーカードを申請してください。